

**1. 適用範囲:**

当社による製品およびサービスの納入は、本販売条件と、該法令のみに従うものとします。買主の一般条件など、上記と異なる条件は、当社によって書面で確認された場合にのみ拘束力を有するとみなされます。当社が製品を納品し、サービスを履行し、または支払金を受領したとしても、当社が本販売条件および該法令と異なる条件を認めたものとはみなされません。

**2. オファー、契約:**

当社からのオファーは、確認を条件として行われます。契約書は当社が受注確認書を交付したとき、または注文が当社によって充足されたときに限り成立します。

**3. 書式:**

3.1 本販売条件における、(a)「書面」とは、テキスト形式(電子メール、ファックス、コンピュータで作成したレターおよび電報を含む)、また(b)「書面形式」とは、自筆署名された文書を意味します。本第3.1条を含む本販売条件の改正、補足、解約通知および円満な解除は、書面により行われ両当事者が合意しなければなりません。

3.2 その他の申し立ておよび通知は、書面で行うものとします。

**4. 価格:**

書面による別段の合意がなされていない限り、当社の価格は工場渡し価格とし、梱包費を含みません。消費税は、請求書発行時点の法定税率にて別途に支払われるものとします。

**5. 支払い、相殺:**

5.1 書面で別段の合意がなされていない限り、買主から当社への支払いは、納品またはサービスの履行から5日以内に行われなければなりません。

5.2 買主による相殺は、当社と買主の間で確定しているか、管轄裁判所の決定により確定している請求額との相殺に限り可能とします。

**6. 履行場所、輸送、危険負担:**

6.1 納品場所またはサービスの履行場所は当社の工場または保管場所とします。

6.2 輸送費込で販売された製品は買主の危険負担のもと出荷いたします。さらに、輸送手法、輸送ルートおよび運送業者は当社が決定いたします。

**7. 部分的な納品とサービスの履行:**

当社による部分的な納品およびサービスの履行は、合理的な場合に限り許容されます。

**8. 納品予定、遅延:**

8.1 当社が合意済みの納品またはサービスの履行日程、またはその他の契約上の義務を期日までに履行しなかった場合、買主は相当な期間を定めて新期に納入または履行期限を定めるものとし、その期間は3週間以上とします。

8.2 新たな期限までに納品またはサービスの履行が行われず、買主が履行の代わりに契約解除か損害賠償請求の行使を意図する時、先ずは書面により配送もしくはサービスの更なる履行期間を与えるものとします。買主は当社からの要請があれば相応な期間内に、遅延の結果として買主が契約を破棄する意向なのか、納品またはサービスの履行を求める意向なのかを書面で当社に通知するものとします。

**9. 運送保険:**

当社は少なくとも製品の請求金額と同額の適切な運送保険を買主に代わって、買主の費用負担で手配する権限を有します。

**10. 所有権の保持:**

10.1 販売された製品の所有権は、買主に対する当社の売掛債権が全て履行されるまで当社に帰属し続けます。

10.2 製品が買主により加工された場合、当社による所有権の留保は、新たに完成した製品にも及ぶものとします。製品が買主により他社の製品を用いて加工、合成または混合された場合、当社は新たな製品のうち、そのように加工、合成または混合された他の製品の合計価額に対する当社の製品の請求額額の割合に当たる部分について、比例配分による共同所有権を取得します。

10.3 当社の製品が買主または第三者の完成品と合成、または混合された場合、買主は本販売条件により、新たな製品に対する所有権を当社に譲渡します。買主が支払いを得るために当社の製品と第三者の製品を合成、または混合する場合、買主は本販売条件により、該当第三者からの支払いを受ける権利を当社に譲渡します。

10.4 買主は通常業務の一環として、当社が所有権留保する製品の転売または上述の新たな製品の販売をすることがあります。そうした転売/販売に際し、買主が予め、または当該製品の納入時に購入代金の全額を客先より受領していない場合には、買主は、本条件に従い所有権の留保について客先と合意するものとします。

買主は、前述の転売により生じた全債権及び所有権の留保に関する前項の合意により生じた買主の債権を本条件により当社に譲渡します。当社から請求があれば買主は、こうした債権の譲渡について客先に通知し、当社の権利行使に必要な情報及び文書を当社に交付します。但し買主が当社に対する債務の履行を完了している場合は、買主がこうした転売により生じた債権がらみの支払額を回収することができます。

10.5 当社に設定された担保権が、当社の債権額を超える場合には、当社は、請求があり次第、当社が適切とみなす担保権を解除します。所有権留保の権利行使は書面でのみ行われ、当社の事前の同意を得ることで取消しとして追加的にみなすことができます。

**11. 不可抗力:**

不可抗力状態が発生した場合、当社は納入・履行義務を免除されます。不可抗力には天災、火災、爆発、エネルギーまたは原材料供給の不足、労働争議、政府命令、交通機関の停止及び当社の事業の中断などが含まれるものとします。さらに当社の二次供給業者または関連会社が上記の不可抗力のいずれかによる被害を受けた場合も同様とします。本契約における「関連会社」とは、法人化されているか否かにかかわらず、当社が/当社を直接間接に支配している、または当社と共通の支配下にある事業体を意味し、「支配」というのは、ある事業体の議決権の50パーセント(50%)超を行使できるか、取締役会の過半数を任命することができる、またはある事業体の経営または方針を直接的もしくは間接的に指示することができる能力を意味します。

**12. 製品情報:**

書面で別段の合意がなされていない限り、当社の製品特性は、専ら当社の最新の製品仕様書に基づくとします。物理、耐用性などのデータに関する製品情報は、当社が合意し、その旨書面に明記した場合に限り、製品保証書に相当するものとします。当社の製品、装置、工場、用途および工程に関する書面および口頭による情報は、応用工学分野における研究と当社の経験に基づくものとします。当社は、こうした情報について、当社が知る限り正確なものを提供するものとし、そうした情報を変更・改良する権利を留保しますが、それらに関して責任を負いません。前述の定めは、買主が予定する用途のために当社の製品および工程の適合性を検証する義務を免除するものではありません。これは第三者の知的財産権の保護にも適用されます。

**13. 苦情:**

買主の苦情、特に瑕疵に対する請求についてはすべて、遅滞なく(但し、製品の納入後10日以内とし、隠れたる瑕疵については、瑕疵が発見された日、または合理的な検査を行ってれば発見されていたはずの日から5日以内とします)当社に書面で提出されなければなりません。買主が、前記の期間内に、または所定の様式で苦情または瑕疵について当社に通知しなかった場合、適時に所定の様式で行われなかった通知に記載の当社製品およびサービスは、契約通りで瑕疵がないものとみなされます。買主は、瑕疵があることを知りながら、当社の納入物またはサービスを受け入れた場合、買主が納入時に書面で当該権利を留保していた場合に限り、その瑕疵について苦情を申し立てることができます。

**14. 瑕疵があった場合の買主の権利:**

14.1 買主は、製品およびサービスについての契約上で合意された特性に軽微な欠陥があったとしても、当社の製品またはサービスの瑕疵治療を請求することはできません。納入済の製品またはサービスの瑕疵について根拠となる理由を添えて適切に請求が行われた場合には、当社は、当社の単独の裁量により、製品を交換または修理する権利を留保します。その場合、当社は必ず交換または修理のために相当の期間を与えられるものとします。当社の修理または交換によっても瑕疵が治療されない場合、買主は、購入代金を見直し、または契約を破棄することができます。

さらに、買主は、法定上の要件に基づく損害賠償と修理または交換上必要とされる実費の払戻しを請求することができます。製品がその後当初合意した納入場所以外に輸送されたために経費が嵩んだ場合、その輸送が製品の予定された使用に相当し、または当事者間で合意済でない限り、その返金は排除されます。第15条は、本規定(14.2項)による損害賠償と返金の請求にも適用されます。

14.2 法令に定めるところにより買主が当社の責任を遡及できるのは、買主が、瑕疵に対する法令上の権利を超える規定について買主の客先といかなる合意も行っていない場合に限るものとします。

**15. 責任:**

15.1 当社、当社の法律上の代表者、従業員、および当社の義務を履行するために任用された者は、その法的根拠(但し(i)当社、当社の法律上の代表者、従業員、および当社の義務を履行するために任用された者の故意または重過失による場合、または(ii)当社の契約義務違反により契約の重要性(重要な義務)が侵害され、買主が当該義務の履行権のもと前述の義務履行を依拠する場合等、当社、契約または不法行為により生じた義務違反による場合等とします)に拘わらず、買主の損害賠償請求および費用の払戻請求に限り、責任を負うものとします。重要義務の違反による軽微な過失の場合には、当社の損害賠償責任は、本件のような性質の契約において通常とされる予測可能な損害に限定されますが、100,000ユーロまたは同額の他の通貨(製品またはサービスの請求額が100,000ユーロまたは同額の他の通貨を超える場合には、その請求額の2倍)を限度とします。

15.2 前項の規定は、生命、身体もしくは健康への危害が生じた場合、強制的に責任が生じる場合には適用されません。

**16. 期限:**

保証、損害または費用を請求する買主の権利は、法で定められた期限の開始から1年、建屋の建設用に正しい手法で使われた製品の欠陥で、建屋の欠陥の要因となった場合は4年で執行するものとします。これらの執行期限は、当社の行動が意図的もしくは重大な過失を有した場合、生命、身体もしくは健康への障害を起こした場合、製造物責任法やその他の責任義務に基づく場合は適用されません。

**17. 法規制および輸出・関税規則の遵守、補償、契約破棄:**

17.1 別途書面による合意がなされていない限り、買主は、製品の輸入、運送、保管、使用、流通および輸出に関する法規上の要件を遵守する責任を負います。この買主の責任には、生物兵器、化学兵器、核兵器の開発や製造、薬物の違法製造を目的として、あるいは禁輸措置や法規制・通知義務違反、関連法規で求められる許可を得ない方法にて使用、販売または処分をしないことが含まれておりますが、これらに限定されません。

買主は、前述の義務への違反に起因、または関連して発生する全ての請求・損害賠償・費用・責務・損失・訴訟及びその手続きから、当社を補償するものとします。

17.2 当社の製品納入/サービス履行のための輸出に法規上の承認要件が発生し、申請したにも関わらずその許可が下りない場合、当社は契約を破棄する権利を有します。また、管轄当局によるそのような許可の遅れは損害賠償請求権に値しないものとします。

17.3 当社はまた、配送時に取引禁止が適用された場合、または製品登録義務が適用され、配送/履行時にその登録が適用または付与されていない場合に、契約を破棄することができます。

17.4 購入された製品が特惠原産地により関税優遇の対象である場合、当社は製品の原産地証明に関するすべての申告書(申告書、請求書)を署名なしで自動的に作成および発行する権利を留保します。購入された製品の生産地がドイツである場合、当社はEU規程2015/2447に基づいた当社の義務の遂行として原産地証明書が買主に発行されることを確認いたします。

18. 裁判地:買主が法人である場合、当社の登録住所の管轄裁判所を専属管轄裁判所とします。当社が買主に対して訴訟を提起する場合、当社は買主拠点を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とすることもできます。

19. 適用法:買主との契約および法的関係は、日本国法を準拠法とし、国際物品販売契約に基づく国際連合条約は適用されません。

20. 貿易条件:「貿易取引条件とその解釈に関する国際規則(INCOTERMS)」により貿易取引条件について合意した場合、その貿易取引条件はINCOTERMS-2020により解釈され、適用されます。

21. 可分性:本販売条件の全部または一部が無効と認められた場合でも、他の条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。